

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

あなたの申し出により訪問介護サービスの提供を開始するにあたり、厚生省令第37号第8条によってわたしたちがあなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 鈴鹿聖十字会
法人所在地	三重県三重郡菰野町宿野1433-74
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511
介護保険法令に基づき三重県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき三重県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家 (2470300035)	訪問介護

2 ご利用事業所

名称	訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家
指定番号	2470300035
所在地	三重県鈴鹿市木田町1961番地
電話番号	059-374-0318
通常の事業の実施地域	鈴鹿市・四日市市・亀山市

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険制度下で、指定訪問介護事業を行い、心身の障害のため介護及び支援の必要な利用者に日常生活上の世話をを行うことにより、利用者本人並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	当施設にあつては、利用者に最も有利なサービスを提供することにより、利用者がその生活において国民としての権利をいささかも制限されず、尊厳をもって安心して生活していただけるよう配慮し、運営するものとします。

4 ご利用事業所の職員体制

当事業所従業者の職種	員 数	勤務の形態・保有資格
管理者	1名	常勤兼務・社会福祉士・介護福祉士
サービス提供責任者	1名	常勤兼務・介護福祉士
訪問介護員	2名	常勤専従・介護福祉士:2名

5 利用料金

法定給付

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として料金表の1割・2割・3割が利用者の負担額となります。負担割合については、介護保険負担割合証に記載のある割合(1割・2割・3割)となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

訪問介護給付

身体介護中心	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以上30分 増す毎に
	1,698円	2,542円	4,032円	5,908円	854円

※引き続き生活援助を行った場合の加算:698円

(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)

生活援助中心	20分以上 45分未満	45分以上		
	1,865円	2,292円		

通院等乗降介助	1,010円
---------	--------

※1割負担の場合の利用者負担分(2割・3割負担の方は上記の金額の2割・3割となります)

身体介護中心	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以上30分 増す毎に
	約169円	約254円	約403円	約590円	約85円

※引き続き生活援助を行った場合の加算:約70円

(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)

生活援助中心	20分以上 45分未満	45分以上		
	約186円	約229円		

通院等乗降介助	約101円
---------	-------

加算

種 類	利 用 料	1割負担の場合
初回加算	2,084円/回	約209円/回
介護職員処遇改善加算	所定単位数の245/1000	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%	
緊急時訪問介護加算	1,042円/回	約105円/回

- ※ 基本料金に対して、早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)は25%増し、深夜(22:00~6:00)は50%増しになります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、あなたの居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、あなたの同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※ 2項表の「通常の事業の実施地域」以外の地域の居宅をした場合は、通常の事業の実施区域を越えた地点から、1kmあたり30円の交通費をいただきます。
- ※ 特定事業所加算(Ⅱ)については、加算の要件を満たさなくなった場合は算定いたしません。

6 個人情報保護方針と利用目的

訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家は利用してくださる方の個人情報を正確かつ安全に取り扱い保護するために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行、維持することに努めます。

1. 当施設は個人情報保護に関する規定を定め、全職員が遵守することにより、個人情報の適切な管理に努めます。
2. 当施設は原則として、個人情報を施設の運営・サービス管理・介護サービス費請求・行政機関等からの要請および必要な範囲においてのみ収集いたします。
3. 当施設は原則として、個人情報を外部の第三者には提供いたしません。ただし、ご本人のかかりつけ医や他の介護保険事業所等と当施設との間で、この使用目的の範囲内で診療情報等を共有する場合があります。
4. 当施設は、利用者様からご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当施設の開示手順に従った対応をいたします。また、訂正や利用停止を求められた場合においても審査し、適切に対応いたします。
5. 当施設は、個人情報を安全かつ適正に取り扱うために個人情報保護の管理者を置き、規則の整備・教育啓発活動・監査等を行っております。
6. 当施設は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するための措置を講じております。
7. 当施設は、個人情報に関して適用される法令その他の規則を遵守するとともに、上記各項における取り組みおよび保護活動を継続的に見直し、改善してまいります。

(利用目的)

当施設では、利用者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いは万全の体制で取り組んでおります。

1. 施設内での利用

- ①利用者様に提供する介護保険サービス
- ②保険事務
- ③入退居等の管理
- ④会計・経理
- ⑤事故等の報告
- ⑥当該利用者様への福祉サービスの向上
- ⑦サービスの質の向上を目的とした施設内事例研究
- ⑧その他、利用者様に係る管理運営業務（利用者様の呼び出し、面会者案内等）

2. 施設外への情報提供としての利用

- ①他の医療福祉関係者、介護サービス事業者等との連携
- ②他の医療福祉機関からの照会への回答
- ③利用者様へのサービス提供等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- ④検体検査業務等の業務委託
- ⑤ご家族等への状況説明
- ⑥保険事務の委託
- ⑦審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑧審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ⑨損害賠償責任保険等に係る医療福祉に関する専門の団体保険会社等への相談または届出
- ⑩その他、利用者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②サービスの質の向上を目的とした研究
- ③事業所、施設で行われる学生への実習の協力、情報提供
- ④外部監査機関への情報提供
- ⑤個人情報保護の保全のための遠隔地への保管

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がない場合は同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

7 現場実習の受け入れについて

当施設では大学生、専門学校生などの介護現場実習等の受け入れを行っています。利用者様の個人情報におきましては、上記の個人情報保護方針に沿って適切にお取り扱いさせていただきます。また、職員の指導・管理のもと利用者様の身体介護等にあたることがあります。

8 虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。担当者：相談員
- 2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- 3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 5) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 6) サービス提供中に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束及び行動制限について

当施設は、当該利用者様または他の利用者様等への生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行います。

10 業務継続計画の策定などについて

当施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 ハラスメント行為について

利用者、その親族又は関係者等が職員もしくは他の入居者等に対して、以下に記すような行為を行い、それによって職員又は他の入居者の心身に危害が生じ、又は生じるおそれがある場

合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、事業者からの契約解除を申し出る場合があります。

- ① 職員又は他の入居者等に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員又は他の入居者等に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員や他の入居者等に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求など、性的ないやがらせ行為）

12 営業時間

営業日	毎日（月、火、水、木、金、土、日及び祝祭日）
窓口対応時間	8:00～18:00（電話にて24時間対応しています）
サービス提供時間	7:00～19:00

13 キャンセル料

原則として、キャンセル料はいただきませんが、連絡は早めに必ず入れてください。

14 事故発生時の対応

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ・当法人は、サービスの提供によりあなたに賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当該事故の発生につき、あなたの側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることがあります。
事故発生時の賠償について	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。

15 苦情申立窓口

鈴鹿聖十字の家苦情相談窓口	ご利用時間 平日 9:00～16:00 土日 9:00～16:00 電話 059-374-0318 F A X 059-374-0077 担当者 打田 成美
鈴鹿・亀山地区広域連合窓口	所在地 鈴鹿市神戸1丁目18-18 鈴鹿市役所 西館3階 電話 059-369-3200 F A X 059-369-3202

四日市市窓口	所在地 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 健康福祉部 高齢福祉課 電 話 059-354-8455 F A X 059-354-8280
三重県国民健康保険団体連合会	所在地 津市桜橋2丁目96番 電 話 059-228-9151 F A X 059-228-5319
鈴鹿聖十字会第三者委員	衣斐 朋子 電 話 059-373-2120

16 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
協力医療機関	医療機関の名称	鈴鹿回生病院
	理 事 長 名	荒木 朋浩
	所 在 地	三重県鈴鹿市国府町 112 番地の 1
	電 話 番 号	059-375-1212
	診 療 科	内科 / 総合病院 / 精神科 / 脳神経 内科 / 消化器科 / 循環器内科 / 小 児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外 科 / 呼吸器外科 / 心臓血管外科 / 泌尿器科 / 婦人科 / 耳鼻咽喉科 / 放射線科 / リハビリテーション科 / 麻 酔科 / 血液内科 / 腎臓内科 / 病院 / 医療施設
	入 院 設 備	有
	救急指定の有無	有
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状 の急変があった場合、即座に連携を取 り、医師の指示にいたします。	
協力医療機関	医療機関の名称	山中胃腸科病院
	院 長 名	淵田 則次
	所 在 地	三重県四日市市小古曾3丁目5-33
	電 話 番 号	059-345-0511
	診 療 科	胃腸・内・外・整形・泌尿器・循環器・小児
	入 院 設 備	有
	救急指定の有無	無
契 約 の 概 要	当施設と上記病院とは、入居者に病状 の急変があった場合、即座に連携を取 り、医師の指示にいたします。	
緊 急 連 絡 先	氏 名	鈴鹿聖十字の家(園長 松岡 広樹)

	住 所	三重県鈴鹿市木田町1961
	電 話 番 号	059-374-0318
	昼間の連絡先	059-374-0318
	夜間の連絡先	059-374-0318

鈴鹿聖十字会は、あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、あなたに対して本書面に基づいて、上記重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

三重県鈴鹿市木田町1961番地

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会 訪問介護事業所 鈴鹿聖十字の家

説明者 打田 成美 印

(ご利用者)

私は、本書面に基づいてあなたから上記重要説明事項の説明を受けました。

私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者)

私は下記の理由により、利用者本人の契約意思を確認し、利用者に代わり上記署名を行いました。

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者本人との関係 _____

署名代行の理由 _____

(身元引受人)

住所 _____

氏名 _____ 印